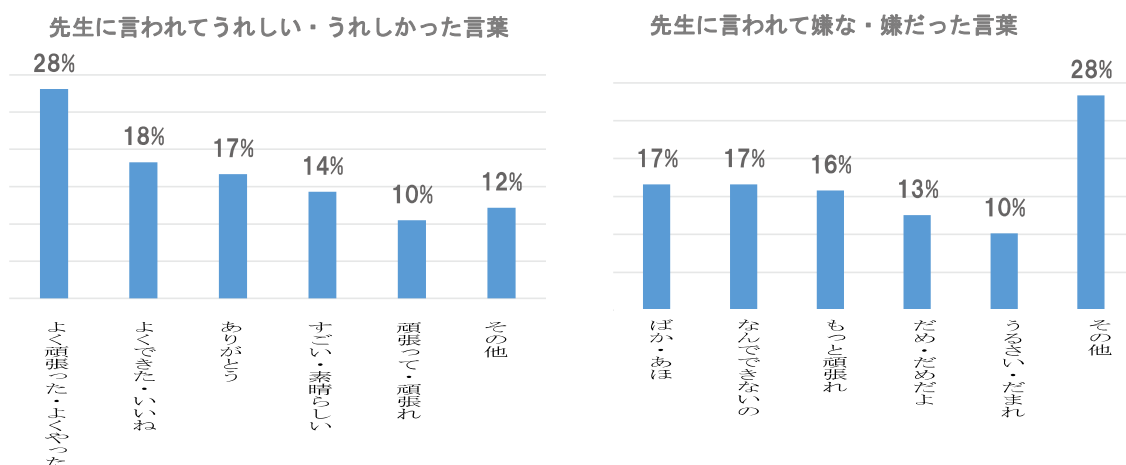


第14章 児童生徒との良好な関係づくり

児童生徒にとって、教職員は家族以外で最も身近な大人であることから、その言動によっては児童生徒との関係性に大きな影響があることを十分に認識しておく必要があります。本章では、児童生徒への言葉かけの大切さとともに、誤解を招きかねない言動や、体罰等のあってはならない行為について改めて確認しておきましょう。

1 ことばの大切さ



- 上のグラフは、平成30年度に本市立中学校長会が、中学2年生1,730人を対象に実施した「『うれしい言葉』、『嫌な言葉』等に関する調査」における「先生に言われてうれしい言葉」と「先生に言われて嫌な言葉」の調査結果です。平成27年度にも同様の調査を実施し、ほぼ同等の結果を得たとのことです。
- この結果を見てわかるように、「頑張った・よくやった」、「よくできた・いいね」、「すごい・素晴らしい」等の児童生徒を率直にほめる言葉や「ありがとう」のように感謝する言葉によって、児童生徒の自己有用感が高められていることが推察されます。
- 一方で、「何でこんなこともできないの」、「うるさい、黙れ」等のように児童生徒の言動を否定する言葉に対しては、児童生徒が嫌悪感を抱くのは当然であり、「ほか・あほ」のような人格を否定するような言葉は論外と言えます。
- 残念ながら、このアンケートから、こうした不適切な言葉を、教師が児童生徒に向けて発している現実があることを受け止める必要があります。
- また、「頑張れ」といった言葉は双方の結果に表れており、児童生徒のその時の心の状況によっては、プラスにもマイナスにも捉えられてしまうことがわかります。
- この調査結果は、どの校種の児童生徒にもあてはまるはずですが、児童生徒は教職員の発する言葉に敏感であり、教職員に認められたい、ほめられたいと感じています。何気ない言葉であっても、温かい言葉は児童生徒の学校生活への意欲や教職員への信頼感を深め、冷たい言葉は、児童生徒の心を深く傷つけます。

- SNSの普及によって、児童生徒は短いセンテンスに敏感に反応する傾向があることも踏まえて、今一度、教職員が『ことばの大切さ』を認識する必要があります。

2 好ましい距離感

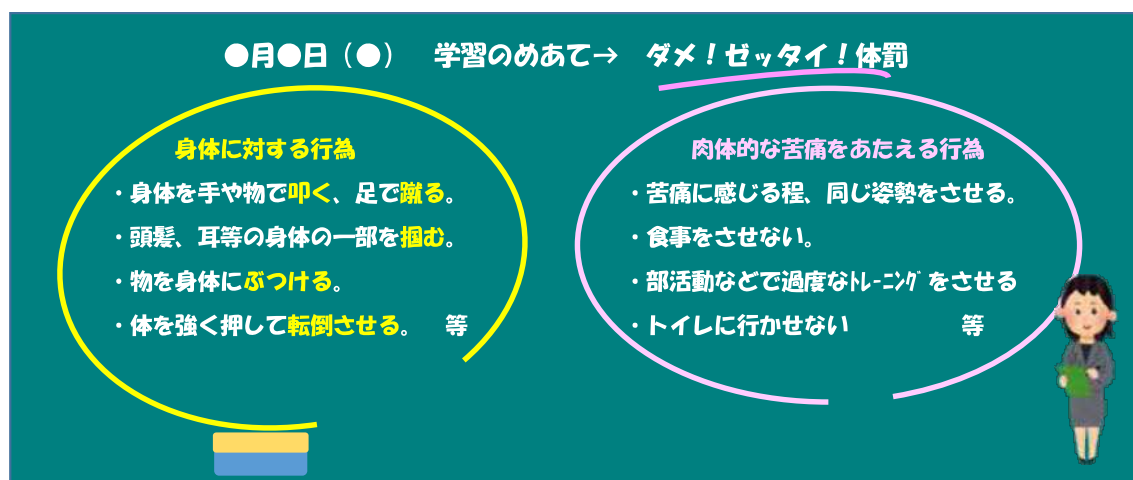
- 児童生徒を指導する際の『距離』について考えてみましょう。児童生徒の中には、身体接触を極端に嫌う特性のある子が存在しており、少し触れられただけでパニックになってしまう場合もあります。
- 不用意な身体接触は元より、接近しすぎることがハラスメント行為と捉えられることもあります。児童生徒との良好な関係を保つために、児童生徒一人ひとりの特性を理解するとともに、指導する際の適切な物理的距離を意識して接することが大切です。そうした配慮によって、児童生徒の教師への安心感と信頼感が増し、心理的な距離が近づいていくものと考えます。
- 次に示すのは、アメリカの文化人類学者エドワード・T・ホール氏による人と人の快適な距離感の解説です。児童生徒と良好な関係を築くためには知っておきたい知識です。

パーソナルスペース 人と人の快適な距離		
密接距離 ごく親しい人に許される空間	45cm以内	手で相手に触れるくらいの距離。顔がとても近い位置にあるので家族など親しい人は許されますが、それ以外の人がこの距離に近づくと不快に感じます。
個体距離 相手の表情が読み取れる空間	45cm ↓ 120cm	両方が手を伸ばせば指先が触れあうことができる距離。友人など親しい人であれば不快になりません。机越しに話すくらいの距離で、互いの表情が読み取れます。
社会距離 相手に手は届きづらいが、容易に会話ができる空間	120cm ↓ 350cm	知らない人同士が会話をする場合に用いられる距離。声は届きますが、相手に失礼が無いように、手を伸ばしても相手に触れることができないので安心できます。
公共距離 複数の相手が見渡せる空間	350cm以上	講演会や公式な場で、話す側と聞く側との間に必要とされる広さです。自分と相手との関係が個人的な関係ではない公的な関係である時に用いられます。



3 ダメ！ゼツタイ！体罰

- 平成24年に他都市において部活動での体罰が高校生の自死につながる事案が発生し、文部科学省は改めて、平成25年3月「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について」（通知）を発出しています。
- 体罰は、学校教育法において禁止されているだけでなく、体罰を行った教職員は行政上、刑事上、民事上の個人責任を問われる行為です。また、個人責任にとどまらず、校長や教育委員会の責任にも言及されるなど、学校教育そのものへの信頼を失墜させることにつながります。
- 何よりも、教員は教育の専門職として、体罰が児童生徒に及ぼす影響を、十分に認識しなければなりません。



(1) 体罰が児童生徒に及ぼす影響

- 体罰は、それを受けた本人だけでなく、見ていた児童生徒にも、学校生活への不安や恐怖、無力感を抱かせ、正義感、自制心や道徳観、倫理観の伸長を阻害します。
- 具体的には以下のような影響が考えられ、一部の児童生徒のみならず、学級や学校全体に広がることもあります。
- このようなことにとどまらず、先の他都市の事例のように児童生徒の生命を脅かしかねない行為であることを自覚する必要があります。

体罰が児童生徒に及ぼす影響の例

- × 学校生活への興味・関心が低下し、授業や活動を拒否する傾向が強まる。
- × 暴力に追従する傾向が強まり、いじめや暴力を容認する傾向が強まる。
- × 話し合いで問題解決せず、力の強い者の意思を優先する傾向が強まる。
- × 教員の言動に過敏に反応し、批判的、反抗的な傾向が強まる。
- × 器物損壊、児童生徒間または対教師暴力が増加する傾向が強まる。



(2) 体罰に至らないまでも

- 児童生徒が失敗した際などに、「一方的に大声で叱責する」、「机や椅子等を叩いたり、蹴ったりする」等の威圧的な行為や、「他の生徒の前で叱責する」等の児童生徒に屈辱感を与える行為は直接的な体罰とは言えませんが、教育上の「指導」ではあり得ず、一般社会ではパワー・ハラスメント（以下、パワハラ）として捉えられる行為です。
- また、以下のような行為は学校教育法施行規則に定める退学・停学・訓告以外で懲戒権の範囲内と判断されると考えられる行為として、当然ながら肉体的な苦痛を伴わないものに限って認められると考えられるものの例です。こうしたことは、児童生徒が何らかの失敗をした際に課すこととなりますが、失敗に対しては、教師が寄り添い、温かな言葉かけで諭し、励まし、児童生徒が自省し「同じ過ちを繰り返さない」という考えに至れるようにすることが大切です。

指導の範囲内として認められる例

- | | |
|--------------------------|----------------------------|
| ▲ 放課後に教室で指導する。 | ▲ 当番を多く割り当てる。 |
| ▲ 授業中、教室内に起立させる。 | ▲ 学習課題や清掃活動を課する。 |
| ▲ 立ち歩きの多い児童生徒を叱って席につかせる。 | ▲ 練習に遅刻した生徒を試合に出さずに見学させる。等 |

(3) 緊急事態における有形力の行使

- 以下のような場合には教職員が正当な行為として、有形力を行使せざるを得ないことがあります。

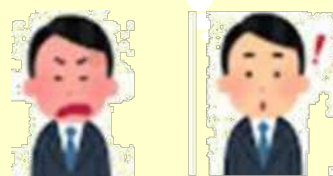
緊急事態の対処として認められる例

- 児童が指導に反発して教師の足を蹴ったため、児童の背後から身体を押さえる。
- 他の生徒を押さえつけて殴っている生徒の両肩をつかんで引き離す。
- 他の児童をからかっていた児童を指導しようとしたところ、当該児童が教員に暴言を吐き逃げようとしたため、児童が落ち着くまでの間、肩を両手でつかんで制止させる。
- 部活動の試合中に相手チームの生徒とトラブルになり、殴りかかろうとする生徒を押さえて制止させる。等

アンガーマネジメントを身につけよう

怒りの感情は、芽生えて6秒後から次第に小さくなることがわかっています。6秒数えることに集中し、怒りを頭から切り離すと反射的な行動を防ぐことができます。意図的に怒りの対象から意識をそらし、「大丈夫」など、自分が落ち着くような言葉を心の中で呟くのも効果的です。怒りの原因は憶測や思い込みであることが多いので、事実と憶測を分け、何が問題なのかを冷静に見極めましょう。

1、2、3
4、5、6・・・



(4) 体罰の防止に向けて

- 教職員は、児童生徒一人ひとりの内面に寄り添い、個々の特性の理解に努め、悩みに共感しながら児童生徒が望ましい行動をとれるように考え、導く役割を担っています。
- これまでの体罰事例では、背景に教職員が児童生徒の置かれた状況や実態を配慮することなく、「自身の考えを押し付ける」、「規律等の指導に捉われるがあまり、高圧的な態度をとる」等の状況がみられ、状況に応じた適切な指導ができないという教職員自身の指導力の未熟さに起因するものがあります。
- また、教職員が「児童生徒の話に耳を傾ける余裕がない」、「指導上の悩みについて一人で抱え込む」等の状況もみられることがあり、学校全体の指導体制に課題がある場合もあります。
- 定期的に研修を実施し、教職員の資質や指導力を高めるとともに、指導体制を点検・整備し、体罰および不適切な行為を生まない学校の風土と体制を確立することが重要です。

体罰の背景と防止	
体罰の起きる背景	体罰防止の対策
× 教職員の指導力の未熟さ	● 定期的な校内研修
× 学校全体の指導体制の課題	● 指導体制の点検・整備

4 スクール セクシャル・ハラスメントの防止 (以下、セクハラ)

- 全国的に教職員による児童生徒へのわいせつ行為が後を絶ちません。刑事事件として報道されているものの他にも、教職員による児童生徒に対するセクハラ行為は潜在化していると言われています。事件として扱われるわいせつ行為に限らず、そこに至らないセクハラ行為であっても、児童生徒の心を傷つける行為であることに変わりはありません。

(1) セクハラとは

- 「STOP! ザ・スクール・セクハラ」(神奈川県教育委員会発行)において、学校におけるセクハラとは、「学校において教職員が、児童生徒やその関係者を不快にさせる性的な言動を行うこと」と示されています。
- 「卑猥な冗談」、「密接して話す」、「不必要に身体に触れる」等の行為はセクハラとして明らかですが、「男(または女)のくせに…」といった発言もセクハラとして捉えられます。
- また、「児童生徒と1対1で密室に入る」、「個人の機器で児童生徒を撮影する」、「SNS等で児童生徒と私的な連絡をとる」、「学校外で私的に児童生徒と会う」などの行為は様々な疑念を招く必要のない行為です。



スクール セクシャル・ハラスメントの例	
セクハラとして 捉えられる行為	<ul style="list-style-type: none"> × 不必要に児童生徒の身体（髪、肩等）や着衣に接触する × 児童生徒と必要以上に接近する × 児童生徒を凝視する × 卑猥な冗談を言う × 児童生徒の容姿等について話す、聞く × 「男（女）のくせに・・・」といった発言 × 不必要に児童生徒の画像や映像を撮影する 等
疑念を招く 不適切な行為	<ul style="list-style-type: none"> × 児童生徒と1対1で密室に入る × 学校外で私的に児童生徒と会う、会おうとする × 個人の機器で児童生徒と連絡をとる（電話、SNS） × 個人の機器で児童生徒の画像や動画を撮影する 等

（2）セクハラ防止に向けて

- ハラスメントはセクハラに限らず、受け手側がどのように感じるかという点によるものです。教師が励ますつもりで肩に手を置いたとしても、児童生徒が「嫌だ」「不快だ」と感じたことにより、セクハラと捉えられる可能性があります。
- 体罰防止と同様に、定期的に研修を実施し、セクハラに関する認識及び教職員の資質を高めるとともに、学校内でこうした状況を認知した場合には、速やかに管理職に報告する体制を構築します。

キャリア在り方生き方教育と児童生徒指導

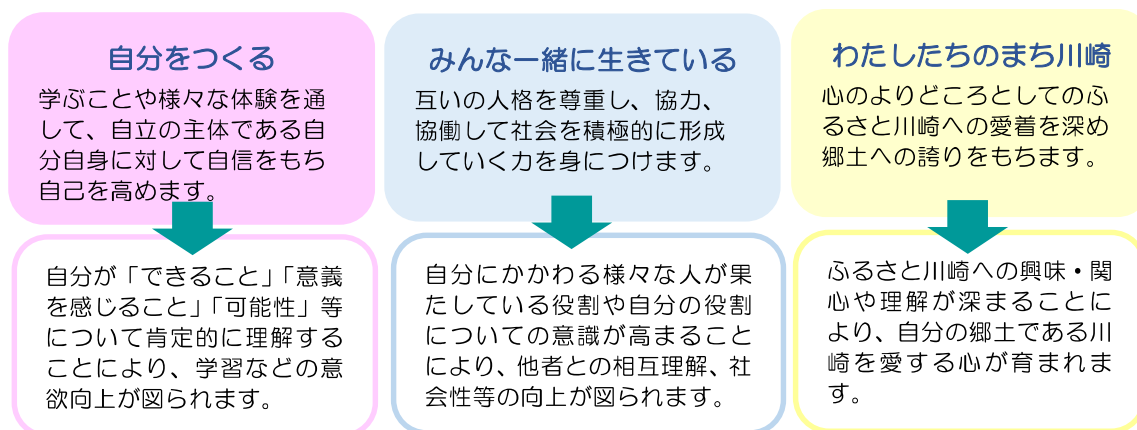
(1) 「キャリア在り方生き方教育」と児童生徒指導

- 文部科学省は「キャリア教育」を『一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育』と定義し、特定の活動やプログラムをさすものではなく、また進路指導、職場体験等に特化したものでもなく、すべての教育活動を通して行われるものとしています。
- 本市では、この「キャリア教育」に、共生・協働の精神を培うという視点と、郷土を愛し、将来のふるさと川崎の担い手を育成する視点を加え「キャリア在り方生き方教育」としています。
- 「キャリア在り方生き方教育」とは、『社会の一員としての役割を果たすとともに、それぞれの個性、持ち味を最大限に発揮しながら、自立して生きていくために必要な能力や態度を育てる教育であり、子どもたちの社会的自立や共生・協働の精神を培う視点から、各学校における教育活動を幅広く見直し、これまでの取組を価値づけ、改革していくための理念』です。児童生徒指導が『一人一人の児童生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めることを目指して行われる教育活動』であることを考えれば、この理念に合致するものです。



(2) 3つの視点

- 小学校から高等学校までの 12 年間（定時制高等学校においては 13 年間）を通して、児童生徒の自尊感情、規範意識、人と関わる力等を発達段階に応じて系統的・計画的に育てていきます。そのために、「自分をつくる」「みんな一緒に生きている」「わたしたちのまち川崎」の 3 つの視点を設定しています。「学ぶこと、働くこと、生きることの尊さを実感し、学ぶ意欲をもった人材」、「共生・協働の精神をもち、共生社会を実現していく人材」、「心のよりどころとしてのふるさと川崎への愛着をもち、将来の川崎の担い手となる人材」を育成していきます。



(3) 「キャリア在り方生き方ノート」と「キャリア・パスポート」

① キャリア在り方生き方ノートの活用

- 「キャリア在り方生き方ノート」は、キャリア在り方生き方教育で培いたい資質、能力、態度を具現化し、具体的な内容としたもので、学校の教育活動全体で活用します。発達段階に応じて継続して活用し、児童生徒が自らのキャリア発達を確認するとともに、将来に向けた意欲の喚起や持続、生き方を考えることに役立つものです。



② キャリア・パスポートの活用

- 「キャリア・パスポート」は、学校、家庭及び地域における学習や生活の見通しを立て、学んだことを振り返りながら、新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の生き方を考えたりする活動を行う際に、児童生徒が「活動を記録し蓄積する教材」です。



年間5枚以内で自身の活動の記録を蓄積しながら、小学校から高等学校まで、継続して使用します。学びを蓄積し、それを社会や将来につなぎ、必要に応じて振り返ることにより、主体的に学びに向かう力を育て、自己のキャリア形成に生かすことができるように活用していきます。

③ 児童生徒理解を深めよう

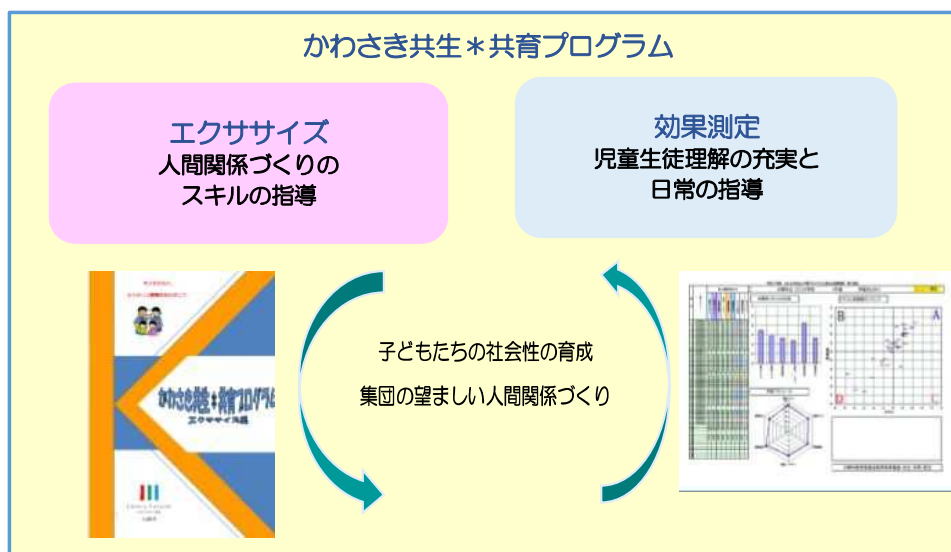
- 「キャリア在り方生き方ノート」の「〇年生になって」のページは切り取り「キャリア・パスポート」に保管することが可能となっています。また、「キャリア・パスポート」には、学級担任や保護者等からのコメント欄を設けています。これは、児童生徒が身近な大人からの温かい励ましの言葉によって自己理解を深めたり、自己有用感を高めたりすることを期待したものであり、自らの在り方や生き方を自己調整していくための支援となります。
- 「キャリア・パスポート」は、児童生徒にとっては自己理解を深めるためのものであり、教師にとっては児童生徒理解を深めるためのものと言えます。

かわさき共生＊共育プログラムの有効活用

本市では、児童生徒の社会性や豊かな人間関係を育み、いじめ・不登校未然防止等を図るため「かわさき共生＊共育プログラム」に取り組んでいます。この取組は、かわさき教育プランの一つの施策である「支援教育の推進」に位置付けられているものであり、平成22年度から全市立学校で（特別支援学校・高等学校は実態に応じて）実施しています。

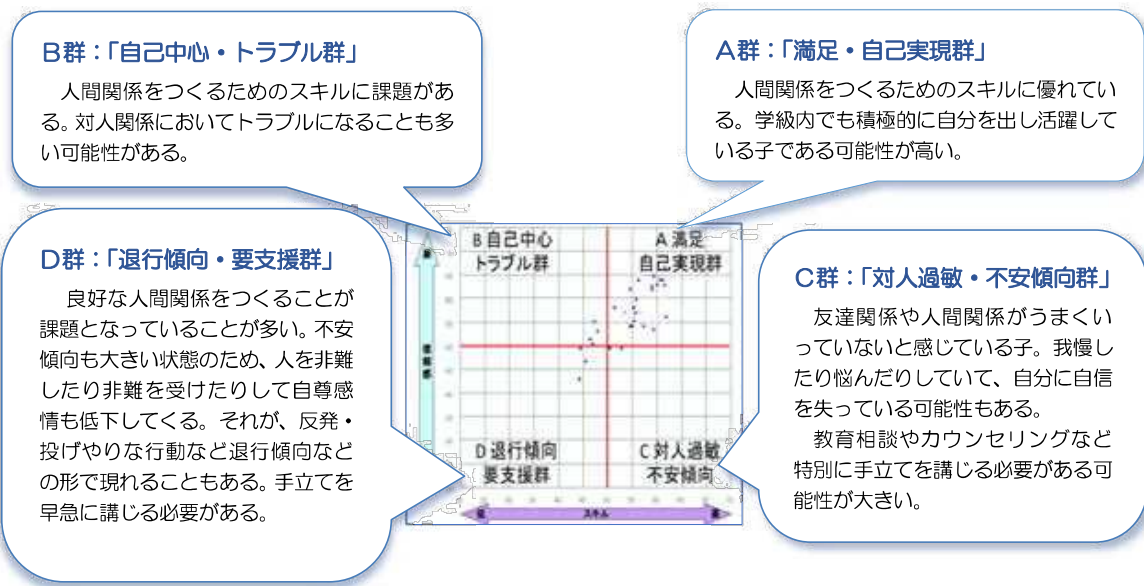
（1）「かわさき共生＊共育プログラム」とは

- 児童生徒に人間関係づくりのスキルを身につけさせるための「エクササイズ」と、教師が児童生徒理解を図り日常の指導にいかすための「効果測定」で構成されています。2つを意図的・計画的に行うことで、児童生徒理解の深まりと日常的な指導の向上を相互に図り、子どもたちの社会性の育成や集団の望ましい人間関係づくりを進めていきます。
- 学習指導要領解説（総則編）において「学習や生活の基盤として、教師と児童（生徒）の信頼関係及び児童（生徒）相互のよりよい人間関係を育てるため、日ごろから学級経営の充実を図ること」と示されたように、「かわさき共生＊共育プログラム」の実践による学級集団づくりが、これからの時代に必要な資質・能力の育成のためにも必要となっています。



（2）効果測定について

効果測定とは、川崎市全体の児童生徒をサンプルに標準化した川崎市専用の教育アセスメントツールです。設問に対して4件法で回答するアンケートを実施し、簡易なアンケート処理をすることで、子ども個人の社会性と、個人が所属する集団の人間関係を数値化・視覚化して示すことができます。縦軸は「信頼感」、横軸は「スキル」を示しています。この2つの要素を掛け合わせ、50の数値を境に全体を右ページの4つの群に分け、傾向を見ることができます。



【効果測定アンケートの結果を活用しよう】

児童生徒への適切な指導や支援のためには、日常的な行動観察、教育相談、生活アンケート等による実態把握に加え、効果測定アンケートの結果が有効な資料となります。効果測定アンケートは、児童生徒一人ひとりと集団の状態を視覚化した資料の一つです。他の方法で把握した情報と重ね合わせることで、児童生徒の内面に深く迫ることができます。

行動観察

○日常的に行える
▲主観や教師の経験によって捉え方に差がでる

効果測定

○情報共有が容易
○短時間で視覚的に理解しやすい

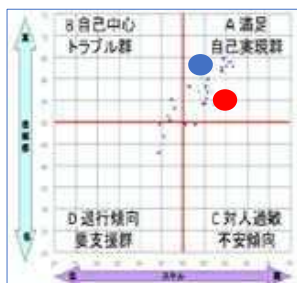
相互補完

面接法

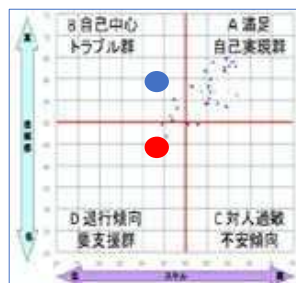
○直接真意を聴ける
▲信頼関係と時間が必要

【効果測定結果活用上の留意点】

- D群に位置する児童生徒については、必ず具体的な支援を計画・実施します。
- 前回の結果と比較し下図の●や●のように、マイナス方向に変化している児童生徒には必ず教育相談等の個別の対応を行います。些細な変化への気づきや児童生徒自身も自覚していない悩みのケアにつながります。



前回結果



今回結果

- 座標の比較の他に、各質問項目への回答について着目しておくことも大切です。

(3) エクササイズについて

① どのエクササイズが適しているの？

エクササイズは、学級集団づくりの過程で、良好な人間関係の構築を支援するものです。内容は「自分づくり」「友達づくり」「仲間づくり」の3つの視点で構成しています。児童生徒の実態を把握し、段階的にねらいを定めて実施します。学年会議等での協議内容を踏まえ、学級集団をよりよくし、学校が育成を目指す資質・能力につなげるためには、どのエクササイズが必要なのかを考え、選ぶようにします。

② さあ！はじめよう

エクササイズは、プロジェクト・アドベンチャー、グループワーク・トレーニング、構成的グループ・エンカウンター等の学習理論をもとにしており、次のプロセスで、ねらいを達成します。

説明は、「一文を短く話す」「具体的に話す」「視覚に訴える」「対話調の語り口」などを心がけ、分かりやすく伝えることで、誰もが安心して参加できるようにします。

■ 導 入 ■

相互に認め合う温かい雰囲気づくりと、ねらいやルールをしっかり伝えることが大切です。アイスブレイキングには、児童生徒の緊張感や警戒心を氷に例えて、それをとほぐすという意味があります。リラックスしたコミュニケーションのとりやすい雰囲気をつくりましょう。

■ 展 開 ■

エクササイズの展開において、教師はファシリテーター(促進者)の役割を担います。ねらいを一方向的に伝えるのではなく、児童生徒が自ら気づくように促すことが大切です。ねらいから外れそうな時には、質問を中心としたやり取りや説明を通してねらいに戻るようにします。

■ わかちあい ■

エクササイズの終末で必ず行う「わかちあい」では、体験や学んだことをグループや学級で話し合い、自己の言動と他者との関係性、集団との関わり方などの気づきを共有しましょう。互いの気づきを大切にすることで学びや体験が強化されます。

(4) 日常化・定着化のためのアプローチ

- エクササイズを実施した直後は、一般的にスキルと信頼感の数値は上昇するといわれています。上昇したスキルや信頼感を維持するためには、エクササイズで体験し学んだことを、日常の授業や生活の場面で繰り返し指導していくことが大切です。
- 学んだことを定着化させ、学校だけでなく、家庭・地域の生活の中で生かしていくことができるように日常化を目指しています。効果測定アンケートによる児童生徒の実態把握、エクササイズにおける人間関係づくりを教育活動全体の土台として、児童生徒のいじめなどの未然防止に加え、多様な価値観への理解の深まり、持続可能な社会の創り手となる資質・能力の育成に繋がります。

学校生活のルール見直しの取組例

学校生活のルールや約束は、児童生徒がより充実した学校生活を過ごすことができるようにするためのものであり、「説明できない不合理なルール」「教育的意義の低い慣習的なルール」をそのままにしておくことは「教師と児童生徒の間に軋轢」を生じたり、教師が「指導力の差」といった誤った認識をもったりする等が懸念されます。児童生徒や保護者の意見を踏まえながら定期的に見直しを図り、児童生徒が自らルールの大切さを実感できる仕組みをつくっていくことは大切なことです。以下に、学校生活のルールの見直し方法の例を示します。

「学校生活見直し会議」（仮称）の設置

構成：児童会・生徒会役員等の児童生徒代表及び公募委員、教職員代表、その他

※教職員の代表は、経験や年齢に偏りのないようにします。

役割：・職員会議への提案、経過・結果の報告

- ・児童生徒に対する「学校生活のルールで見直してほしいもの」の意識調査の実施
- ・調査集計ののち、見直しを検討するものを協議の上で決定
- ・見直しを検討するルールについて、各学級⇒各学年⇒児童会・生徒会の代表委員会や児童・生徒代表委員会等での話し合いの仕方やポイントについての確認
- ・「見直し結果」を児童生徒（保護者）へ周知

職員会議での説明

全教職員が主旨を十分に理解することが重要です。

「見直してほしいルール」調査の実施

対象は全児童生徒とします。

見直し対象のルールの検討・決定

様々な意見の中から、「学校生活見直し会議」で検討し、今回の見直し対象のルールを決定します。

学級・学年・代表委員会等での話し合い

対象ルールの選定経緯、見直しを要する理由を明確にし、変更することのメリットやデメリット等の話し合いの核となるテーマ等を明確にします。

「学校生活見直し会議」での最終確認と決定

代表委員会での協議結果を受けて、ルール廃止、改正等について最終確認を行い、職員会議、代表委員会等に報告し、児童生徒（保護者）に周知します。

本取組には校内の児童生徒指導分掌と特別活動分掌の協力は不可欠です。また、この方法は一つの例です。

- ・児童生徒に調査の主旨や今後の流れを説明します。
- ・児童生徒が主体となるような簡易的な指導案をつくりましょう。
- ・見直してほしい理由を明確にすることが大切です。

- ・この段階で個人の意見としてではなく、学級の意見として集約する方法もありますが、発言力の強い、弱いことでの決定は避け多様な意見を集め、収束していくようにする配慮が必要です。

- ・学級等での話し合いで複数のルールについて議論させていくことについては、各学校の話し合い活動の成熟度によります。

- ・教師は話し合いの核がぶれずに、児童生徒の闊達な意見交換が可能となるよう支援します。

- ・児童生徒が各段階で話し合った結果を、職員会議等で覆すことはあってはなりません。
- ・児童生徒自らの提案が、多くの人の議論を経て実現していくことを体感させていくことが大切です。

チーム学校 関係機関との連携イメージ

- 関係機関と連携する際は事前に必ず管理職と相談し、随時報告します。第一報は管理職が行います。
- 連携窓口となる教職員（管理職、教務主任、生徒指導担当、CO等）を確認しておき、ケース会議等で情報を共有し、組織として対応します。

教育委員会事務局

教育全般・保護者相談

学校教育部指導課
【教育相談室】200-3288

学校の様々な悩みについて主に **児童生徒、保護者等からの相談**に対応しています。

学校教育部 区・教育担当
【SSW（スクールソーシャルワーカー）】

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待等の諸課題の解決に向けて、家庭・学校等、児童生徒の環境に働きかけたり、関係機関とつないだりして、支援していきます。

※各区・教育担当が窓口です。連絡先は下記を参照してください。

児童相談所

虐待への対応・養育等の相談

児童福祉法に基づいた専門機関で、0歳～18歳未満の子どもに関する相談ができます。家庭の事情で養育に心配がある、**虐待が疑われる**等の相談や、自分の子どもをひどく怒ってしまう、叩いてしまう等について保護者自ら相談することができます。また、盗み、家出、**暴力行為**等への対応についての相談もできます。

＜川崎区・幸区・中原区＞
【こども家庭センター】542-1234

＜高津区・宮前区＞
【中部児童相談所】877-8111

＜多摩区・麻生区＞
【北部児童相談所】931-4300

神奈川県警察

各警察署

犯罪・家出

犯罪や家出等の相談や届出は各署生活安全課が窓口です。

少年相談・保護センター

非行問題・犯罪被害支援

専門の相談員が**少年の非行問題やいじめ、犯罪被害等**に関して、学校関係者や保護者から相談を受け、立ち直りを支援します。

【川崎方面事務所】549-8105

NPO 法人教育活動総合サポートセンター

不登校児童生徒への学習支援

877-0553

退職教職員や学生等が**学校への復帰や学習の支援**等を行います。

区役所

地域みまもり支援センター

家庭への支援・教育全般

【地域支援課・地域サポート係】
【学校・地域連携担当（区・教育担当）】

地域包括ケアシステムを構築し、地域サポート係、地区支援係、学校・地域連携担当（区・教育担当）等が連携して、**支援が必要な家庭や子どもへの対応、相談**を行います。また、各区・教育担当は、その他にも**教育活動全般に関わる相談、助言、指導等**を行います。

＜川崎区＞

地域サポート係	201-3206
川崎区・教育担当	201-3325

＜幸区＞

地域サポート係	556-6693
幸区・教育担当	511-7205

＜中原区＞

地域サポート係	744-3268
中原区・教育担当	722-8095

＜高津区＞

地域サポート係	861-3259
高津区・教育担当	861-5624

＜宮前区＞

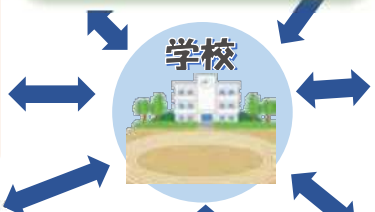
地域サポート係	856-3308
宮前区・教育担当	888-4035

＜多摩区＞

地域サポート係	935-3101
多摩区・教育担当	935-3795

＜麻生区＞

地域サポート係	965-5160
麻生区・教育担当	951-1405



総合教育センター

教育相談センター

不登校その他の教育相談・カウンセラー関連

登校渋り、子育ての悩み等についての電話や来所での相談、**家に引きこもりがちな場合の不登校家庭訪問相談等**に対応しています。

【来所相談または電話相談】**塚越相談室 541-3633** **溝口相談室 844-3700**

【中学校のスクールカウンセラー配置に関すること】 **844-6701**

【小学校・特別支援学校・高等学校の学校巡回カウンセラー派遣に関すること】
⇒ **塚越相談室 541-3633（再掲）**

【ゆうゆう広場に関すること】**844-6701（学校相談用）522-3534（保護者申込用）**

ゆうゆう広場は**学校に行けない小・中学生を対象にした、学校への復帰に向けた少人数による集団活動の場**です

【不登校家庭訪問相談】844-3700 【子ども専用電話相談】844-6700 【24時間子供SOS電話相談】522-3293

特別支援教育センター

障害のある子どもへの支援・就学や進学相談

障がいのある子どもへの指導・支援の在り方に関することや就学や進学に関する相談をします。【特別支援教育センター】 **844-3700**

発達や療育

地域療育センター

【南部】211-3181
【中央】754-4559
【西部】865-2905
【北部】988-3144

子どもの障がいの相談を受けます。

発達相談支援センター

246-0939

発達障害やその疑いのある方の心身の健康、家庭生活、社会生活就労等の相談を受けます。

子ども発達・相談センター

きつずサポート

かわさき	589-4667
さいわい	276-7127
みやまえ	863-7505
たま	299-6818

子どもの発達に関する相談を受けます。今後、各区に1か所設置予定です。

おわりに

令和4年12月、文部科学省が生徒指導の基本書となる「生徒指導提要」を12年ぶりに改訂しました。本書についても前回の発行から18年が経過しています。この間、児童生徒指導上の課題は深刻化、多様化しており、いじめ防止対策推進法の制定をはじめ、関連する法整備がなされてきました。私たち学校教育に携わる者一人ひとりには、法や制度を理解し、児童生徒指導を進める上で必要な新しい考え方や方法を習得するとともに、実践していく責務があります。

本書は刊行物として学校へ配付を行う他、一人ひとりの教職員にとって身近な研修資料として活用できるようSAINS-WEB及びGIGA端末にデジタルテキストを配付します。教育委員会が実施する諸研修においては様々な機会を活用してまいります。各学校における校内研修、個々の教職員の自主研修等におきましても幅広く活用されることを願っています。

本書のタイトルは「児童生徒指導ハンドブック2023」としています。今後、児童生徒指導に関連した最新の情報に基づき、部分改訂が必要な場合には、デジタル版の差し替えで対応していく予定であり、その都度、情報提供をしてまいります。

参考文献等

文献名等	発行者等
学習指導要領	文部科学省
生徒指導提要	文部科学省
不登校児童生徒への支援に関する最終報告	文部科学省
いじめ対策に係る事例集	文部科学省
「生徒指導リーフ」シリーズ	国立教育政策研究所
教師が知っておきたい子どもの自殺予防	文部科学省
子供に伝えたい自殺予防	文部科学省
教師にできる自殺予防	高橋聡美著（発行：教育開発研究所）
STOP! ザ・スクール・セクハラ	神奈川県教育委員会
ユニバーサルデザインにつながる教室環境整備	藤枝市教育委員会
各種統計資料	厚生労働省等 関係省庁ホームページ
川崎市児童虐待対応ハンドブック	川崎市

「児童生徒指導ハンドブック2023」編集会議 構成

助言	岡田 弘（東京聖栄大学教授、前川崎市教育委員）
協力	高橋 聡美（中央大学客員研究員） 川崎市立小学校長会 川崎市立中学校長会 川崎市立高等学校長会 川崎市立特別支援学校長会
監修	小田嶋 満（川崎市教育委員会 教育長） 池之上健一（川崎市教育委員会事務局 教育次長） 大島 直樹（川崎市教育委員会事務局 学校教育部長） 鈴木 克彦（川崎市総合教育センター 所長）
編集委員	星野 泰夫（川崎市教育委員会事務局学校教育部 担当部長） 吉村 尚記（同 学校教育部指導課 担当課長） 近藤 春樹・板橋美由紀・高山深紀世（同 学校教育部支援教育課 担当課長） 遠藤 英磨・山本 直・河原 正男（同 学校教育部 区・教育担当 担当課長） 安斎 陽子（同 教育政策室 担当課長）
編集担当 指導主事	森嶋 毅・國廣 隆之・石井由紀子・石井 芳宏（同 学校教育部 指導課） 富田 理香・松尾 貴子・鈴木 陽子・和田 俊雄（同 学校教育部 支援教育課） 青木 洋俊・佐藤 一輝（同 教育政策室） 津藤 信吾・向井たか子・中本 淳子・丸山 祐樹・神生 留佳 関原 卓也・藤波 研二（同 学校教育部 区・教育担当） 山田 礼子（川崎市総合教育センター 教育相談センター） 金子 裕輝（同 情報・視聴覚センター）

掲載しているイラストは、「いらすとや」みふねたかし氏の承諾のもと、使用しています。

一人ひとりの子どもを大切にする学校をめざして

児童生徒指導ハンドブック2023

発行年月 令和5年（2023年）3月

発行者 川崎市教育委員会